

平成23年度笠間市行政評価外部評価委員会 議事録

1. 日 時 平成23年8月17日(水)
2. 場 所 笠間市役所本所3階 全員協議会室
3. 出席者 委 員 井上 操  
岡野 博之  
赤津 長弘  
大関 賢一  
中澤 まさ  
横須賀 徹  
所管課 小松崎福祉部長, (高齢福祉課) 川井課長, 萩原課長補佐, 菅井主査  
事務局 小松崎市長公室長, (行政経営課) 野口課長, 石井課長補佐, 福嶋主査, 高松係長, 鈴木係長, 石塚主事
4. 傍聴者 3名
5. ヒアリング事務事業 徘徊高齢者家族介護サービス事業
6. ヒアリング内容

【事業説明】 高齢福祉課

【事前質疑回答】 高齢福祉課

- Q 無線発信機の外形寸法について、実物があれば参考資料として準備してください。
- A 実物の提示(マッチ箱程度)。
- Q 市内全体で徘徊の可能性のある高齢者は何人いるのか。
- A 1509名です。この人数ですが、一人暮らしの人数も含んでいます。
- Q 徘徊高齢者の搜索件数はどのくらいあったのか。(当該発信機利用者を除いて)
- A 平成21年度は10件, 70代から80代の方, 見つかったという報告は3件です。平成22年につきましては4件, 見つかったという報告は1件です。
- Q 無線発信機の利用者負担はどのくらいか。
- A 月額500円です, バッテリーの交換費用は交換ごとに2, 205円です。
- Q 平成14年度から事業を開始しているが平成20年度までの利用者数は何人か。
- A 書類の保存期限が5年ということですので, 平成18年度から報告します。平成18年度2名, 平成19年度1名, 平成20年度2名です。

Q 貸与家庭の所得との関係はあるのか（低所得者に限るとか）

A 所得制限はありません。

Q 平成21年、22年とも利用者が1人にもかかわらず、0.04人→0.10人にアップした理由は何か。

A 業務量算定シートから算定した人数ですが、人員の増ということで、0.04から0.1にアップしたものです。

Q 何人を見込んで取組みをしているのか。

A 予算のことかと思います。各地区1人を見込んで3名としております。

#### 【質疑議論】

##### ○委員

業者への委託料ですが、平成21年度も22年度も7,350円、利用者がそれぞれ1名ということは、これは利用者が1名だと7,350円ということか。

発信器の利用料が1月500円ということだが、これと7,350円はどういう意味なのか。

##### ○高齢福祉課

7,350円というのは加入料金と付属品代と消費税です。加入料金は5,000円、付属品代2,000円の消費税です。個人負担が月額500円です。

##### ○委員

利用者が少ないので今後PRを図っていくということだが、他の市町村の利用状況を見ると、水戸市9名、日立市16名、土浦5名と書いてあり、他の市町村でも利用者が非常に少ないということが見受けられる。これは、PRの問題ではなく、認知者を抱える家族が本当に必要と考えているのか、ということが疑問です。

他の市町村もこのような状況では、笠間市がPRしても、今後も利用者は増えないのではなにかと感じ取れる。今後の見通しはどう考えているのか。

##### ○高齢福祉課

現在利用者が0人ということで、今後PRを図っていくことを考えていますが、高齢福祉課の中には包括支援センターというものがあります。こちらの方には高齢者の方、家族の方から、相談がありますが、機械を付けるまではいいよということで、家族としてはそこまではという人が多い状況です。10件くらいはそのような相談があります。

今後はますます高齢社会が進展してきますので、ぜひ事業としては残していきたいと考えています。

○委員

最近防災無線で捜索の放送が減ってきたような気がしていましたが、この事業のおかげかと思っていました。しかし、この内容を見ると、一昨年度も昨年度も1件ということで、1,509人もいるのに利用者は少ない。

ニーズがそれほど無いのではないかと、家族の方が機械を付けるまではということであるならば、市がこれは良いことだと取り組みをしても、市民の期待に応えられていないのかなと疑問を持ちました。

それと、成果、アウトカムのところですが、「指標で表せない成果」はいろいろな事業であると思います。

その記載ですが、委託先が「家族の人が、行方不明になったとき、捜索してもらえし、最悪の事態も避けられて非常に良いと言っている」となっていますが、それは委託先の売りだと思えます。ここに委託先の売り文句を丸ごと表現している。

市はどう取り組もうとして、この事業に対してどう評価したのか。

○高齢福祉課

業者の成果となっているということですが、高齢福祉課としては、ニーズといますか、利用者もあまりいないということで、どこまでが成果とはっきり答えられないということが現状です。

少ない人数ですが、業者の方に委託しており、それによって家族の安心が得られるということが成果ではないかと考えています。

○委員

ほかの委員の方からも質問されましたが、各市町村の数字が、非常に少ないですね。ニーズの問題かもしれませんが、近隣の市町村を分析したことがあるか。

○高齢福祉課

分析はしていません。

○委員

していないですか。していなくても笠間市は、評価としては非常に高い評価をしている。その高い評価をしているのが、益々わからなくなりました。

事業を廃止した時、どんな影響が生じるのかというところを見ると、「福祉サービスの低下となる」これは非常に漠然としている。どういうところが低下となるのか。福祉サービスというのは大きく、幅が広い、この一言ではとらえられませんが。

○高齢福祉課

徘徊する高齢者の家族の不安を解消することを目的に行っていますので、安心感が得られなくなるということかと思えます。漠然としていますが、事業の背景は、認知症の高齢者を抱えている家族の安心、安全を図るということですので、これらのサービスが低下するということです。

○委員

どこの課が事業を説明しても、多分この欄はこの事業が良いという説明になると思いますが、職員の人件費もありますので、もう少しわかる説明がほしかったと思います。

○委員

件数が少なくて、成果が少ない事業と感じる。

本来はこの事業だけでなく、徘徊高齢者の安全を確保する事業全体で、どういう仕事を行っていて、その中のひとつのツールだと思う。

事前に問い合わせた、毎年搜索件数は何件あるのか、その時の対応としてケアマネージャーはどのような仕事をしているのか。いわゆる地域ケアシステムというのは、笠間市内でもある程度各拠点で出来ていて、そういう中でどうなのか、仕事の追跡はされるべきだったのではないかなという気がします。

説明の中で、平成21年度、10件搜索していて、3件は発見したと、説明がありましたが、その他はどうなったのかと思いました。10人が徘徊してその人たちの安全はどう確保されたのか、そのうちの1人にはこの機械が付いていて、これで助かったとか、この中できちんと説明できていれば、この事業の必要性が出てくるのかなと、これは質問ではなく意見です。

○委員

今の10件で3件というのは、この機械の話じゃなくて、何の話ですか。

○高齢福祉課

防災無線を使用して搜索依頼をした件数です。3件は警察の方から発見されたという情報が入った数字です。

○委員

この事業に直接関係ないが、防災行政無線の問題点にあがっています。徘徊高齢者の搜索の放送が頻繁にあつてうるさいと。

家族にとっては非常事態だけど、防災無線をこういう時に使うべきなのかと。スイッチを切ってしまい、いざと言う時に聞こえない人が沢山いたとか、この扱いをどうするのかというのは、検討しなければいけないのかと思います。高齢福祉課の視点じゃなくて、防災行政無線そ

のものの利用の仕方として検討しなくてはと思います。

それと、人件費0.1人はそれぞれのケアマネージャー等が、もっと広報していれば、7,350円のためにカウントしなくても良いのではないかと思います。

#### ○委員

事業仕分けで有名な構想日本の中で優先度が低いという3項目の判断基準があります。

その1番目が「今後の方向がすでに決まっているもの」、2番目が重要で「事業費がごくわずかなもの」、3番目が「事務改善レベルで判断可能なもの」です。

2番目の「事業費がごくわずかなもの」ということで、ほかの委員の方からも、0.1人75万円の人件費をカウントしなくても良いのではと話がありましたが、今年は0人ですので、委託先への7,350円も無いわけで、構想日本の、考え方を重くとらえる必要があると思います。

#### ○委員

徘徊高齢者の捜索、発見等をどういうふうに行うのか、ということをもう少し考えた方がいいのではないかと。

いわゆる地域で見守る体制とか、あるいは民生委員さんが地域でどう活躍するのか、ケアマネージャーがネットワークを作っていくとか、機械だけをあずけておけば、というのが市民の人はカチンとくるのかもしれない。機械をあずけておけば安心というサービスではいけないのかなという気がします。

#### ○高齢福祉課

民生委員やケアマネージャーはそれぞれ地域を回っています。地域ケアは高齢福祉課ではありませんが、見守り型ということで事業は実施されています。

ただ、最近聞きますのは、地域の希薄化、隣近所のそういった状態にあまりかかわりたくないという状況です。

この事業については、あくまでも家族に徘徊高齢者のいる方で、一人暮らしとかは対象になりませんので、なかなか家庭の中まで入り込めないという事情もあります。ネットワークの取り組みで解決できれば良いのですが、なかなか難しい状況です。ですから、この事業が無いと家族の方の安心は図れないということです。

#### ○委員

地域の関係が希薄になったと、一言で市の方から言われたくないという思いがします。友部地区は地域ケアシステムといって、一人暮らしの方や病気がちの方の向こう三軒両隣が、チームを組んで見守りをしています。出かけて帰れなくなったら一生懸命探すと、そういった取り組みを行っているということを、市の方ではもう少し理解していただきたいと何度も思ったこ

とがあります。そういうところを、きちんと調査していただきたいと思います。

そのうえで、発信器について、実際にどういうことが起こるのか細かく調査してもらいたいと思います。

○高齢福祉課

利用者の数であります。死亡した方、施設に入所した方等、それほど長い期間使用しているわけではありません。施設に入るまでの期間、どうしても家族で昼間見ていることができませんので、発信器を取り付けることで不安を解消できる、高齢福祉課としましては必要だと考えます。

○委員

対象者が認知者数の1,509名ですが、この認知者数が徘徊の恐れがあると捉えているのか。

○高齢福祉課

1,509名の方たちの症状は、たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などにミスが目立つということです。認知症といわれるのはⅡAというランクですが、笠間市ではその方々が1,509名いるということです。

○委員

これはどこで調べたものか。

○高齢福祉課

介護保険認定者の方ですので、これ以外にもいるという可能性はあります。あくまでも介護保険の申請された方の数字です。

○委員

私も民生委員をやっていますが、実は一人暮らしや、高齢者世帯だけの世帯などについては、チェックをしています。

認知症は一部調べていますが、徘徊高齢者まではきちっと調べきつてないのかなと思います。行政でつかんでいる部分と民生委員が調べている部分との情報交換が、まだまだ少ないと思います。この調整を行えば、ネットワーク化というものができるんじゃないかと思います。

それから、もしこの事業を廃止した場合、警備会社への紹介とあるが、紹介ですから警備会社独自で行っているわけですね。

委員長からあった、行政がネットワークを作って徘徊高齢者のケアをするという一つの方針ができれば、その中の一つとして、この部分は警備会社をお願いする、そういう方向にはなら

ないのですか。それをやることで不都合があるということであれば、教えていただきたい。

○高齢福祉課

特別支障はないかと思います。

○委員

ネットワークができれば、ネットワークの中で、この部分は民間に任せてしまうということが可能なかと思います。

○委員

G P Sは徘徊高齢者だけでなく、ほかで使うということは考えたことはないか。

○委員

子どもですね。学校を出たところで、連絡が入ったりします。何々駅とかについたら、そこでピッと連絡が入るようになっている。私立の学校とかで行っています。

ただこの対象者は、ケアマネジャーがかかわる相手でしょう。ケアマネジャーはこのことを理解して、どうしても必要な人に勧めれば、行政はかかわらなくてもいいのではないか。この7, 350円の加入料をどうするかというだけで。ケアマネジャーの方に、この制度のまま支払われるのか、介護保険制度で払っていくのか、お金を出すか出さないか、その判断だと思ふ。

○委員

介護保険適用になりますか。

○高齢福祉課

介護保険制度の地域支援事業です。

○委員

そうではなく、ケアマネジャーが手続きをして、市が認めれば介護保険の対象になるのということを聞きたい。

○高齢福祉課

それはなりません。

○委員

何でならないのか。

○高齢福祉課

市の事業ですから

○委員

介護保険制度の事業に組み込み、ケアマネージャーが手続きをして、市に申請をすれば介護保険制度の中で整理がつかないのかという話をしている。

○委員

この事業の継続の一番のポイントですね。

○高齢福祉課

すぐ確認します。介護保険制度の介護サービスとして扱えないのかということですね。

○委員

介護保険制度に組み込めれば、制度は残る。徘徊高齢者を抱えている家族は大変だと思います。だから制度は残った方がいいと思います。

ただそのために、0.1人使っている制度はいらないだろうというのが、大方の意見だと思います。専門のケアマネージャーがいるのだから、そこで十分に行えば、利用者はもしかすると、10人、20人、30人と増えるかもしれません。

○委員

そろそろ時間ですが、いかがいたしましょうか。一番のポイントですが。

○委員

それはそれで、委員会の意見として、意見だけ付ければいいのかと思います。出来る、出来ないは行政側の、これからの整理だからいいのではないのでしょうか。

○委員

ポイントとなる部分が調査中ですが、それがどうなるうとも、我々の意見はたぶん方向性は決まっているかと思いますので、評価に入ります。

○高齢福祉課

先程の件についてご説明申し上げます。厚生労働省の方で法的に決められているものがありまして、福祉用具の購入、貸与があります。尚、種類が決まっていまして、緊急通報というものはもともとありません。購入に関しても、シャワー便座とか特殊便器しかありませんので、



法的に決められていますから介護保険では扱えないということになります。

○委員

法律はそうかもしれないが、市は条例で動いているでしょう。笠間市は笠間市の条例で。

○高齢福祉課

介護保険の方は厚生労働省の。

○委員

法はそうだけど、同じように条例を作ってますよね。

○高齢福祉課

保険料の条例はあります。あとは、介護保険法で動いています。

○委員

市は事業の主体だから、その分を市が負担すればいいだけで、それは笠間市で介護保険の中に組み込むことはできるはず。

法律で書いてないことは組み込めないということではなく、実施主体が条例を持って動いているから、条例の中でそれを書き込めば、出来ると思います。

○高齢福祉課

任意事業は調べてみないと分からないのですが、給付に関しては国の方で定まっているので全国一律ということになっています。

○委員

地域ごとに事情が違うから、料金を取るために、条例を作っているわけでしょう。その条例の方が、今は強いはずです。それぞれ独自の形で介護保険運用しているところもあります。国の言うとおりの範囲でしか運用していないところも沢山あるが、それを超える幅のところは、条例でプラスアルファをしている。

○高齢福祉課

それが地域支援事業ということで、いま行っている事業だと思います。給付に関しては全国どこでもできないことになっています。

○委員

法律はあくまで法律。現実的な運用は条例が優先する。そこに書き込んで、できるという解

積のところが多い。

○委員

つまり、条例で対象事業の横だしをする。

○委員

それを違法として扱われた事例はない。昔だと法律から出張れなかったが、今は条例で出張らせればいいという解釈です。

○高齢福祉課

地域支援事業ということで、もう少し確認してみます。

【評価】

○委員長

意見が分かれました。「改善し、継続」が1人、「休止又は縮小」が2人、「民間に移管」が3人です。

コメントを見ますと、必要性とかネットワーク構築での業務、利用者が少ないので民間もしくは各家庭に任せてはというのが大方の意見でした。意見が分かれたので最後に調整します。

【意見調整】

○委員

ほかの部門（介護保険制度内）と一緒にできないのかと考え「改善し、継続」としましたが、実際のところ5年間の成果を見ていると、必要な人が、必要なときに民間と契約すれば良い、と言う意見も持っています。

ですから「民間に移管」とも思います。

○委員

ほかの委員からもありました、介護給付の対象になどの検討をして、各個人がそれぞれ申し出るような形にすれば、市役所が人件費をかけてやるべき事業でもないのかと思います。

○委員

私も「民間に移管」と書きましたけども、ケアマネージャー等が中心となって、活動した方が良いと思います。ケアマネージャーが本気で取り組めば、結構件数増えると思います。ただその時に経費的に出せればと思いますが。

○委員

「休止又は縮小」ということで評価しましたが、今の状態では「民間に移管」ということだと思います。

役所の方で新しい方策が見つかったら、また復活させればと思いましたので「休止又は縮小」と書きましたが、民間に移管して廃止という形でも良いという意味で書きました。

○委員

いずれにせよ、今の状態ではということですよ。

○委員

知り合いの民生委員の話によると、本人はその機械を捨ててしまうとっていました。物を持たせるということ自体がすごく難しいとっていました。私は「休止又は縮小」にしましたが、もう少し計画的な市の体制とかがありましたので、いったん休止にして、またこれが必要というニーズが生まれたらやればいいのかと思いました。

○委員長

方向的には「民間に移管」という方向で検討していただいて、今回の事業は休止と。

○委員

休止または、はっきりと「廃止」として、違う手法ではどうかという形か。

○委員

廃止にすれば、別の手法をとる検討にもなりますよね。

○委員長

それでは、いったん「廃止」ということでどうでしょうか。

○各委員

異議なし。